

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第1 改定の内容

1 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当について

ア 行政職給料表又は医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を415,600円とすること。

イ 行政職給料表及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,100円とすること。

(2) 期末手当及び勤勉手当について

ア 令和5年12月期の支給割合

(ア) 12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分(特定幹部職員にあつては1.05月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分(特定幹部職員にあつては、1.25月分)とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を、0.7月分(特定幹部職員にあつては、0.6月分)とし、勤勉手当の支給割合を0.5月分(特定幹部職員にあつては、0.6月分)とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び任期付研究員については、12月に支給される

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

(ア) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（特定幹部職員にあつては、1.025月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（特定幹部職員にあつては、1.225月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分（特定幹部職員にあつては、0.5875月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4875月分（特定幹部職員にあつては、0.5875月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び任期付研究員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の(2)のアについては令和5年12月1日から、第1の2の(2)のイについては、令和6年4月1日から実施すること。